

日医発第 276 号 (保 83)
平成 28 年 6 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 28 年 5 月 24 日付け厚生労働省告示第 228 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、医薬品医療機器法の規定に基づき承認を得た新医薬品等（内用薬 22 品目、注射薬 13 品目及び外用薬 3 品目（報告品目及び新キット製品等を含む。)) が薬価基準の別表に第 6 部追補(2)として収載されたものです。また、関連する留意事項等につきましても下記のように示されております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 7 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) タグリッソ錠 40mg 及び同 80mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR T790M 変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR T790M 変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(2) タフィンラーカプセル 50mg 及び同 75mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を

有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(3) メキニスト錠 0.5mg 及び同 2mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

(4) マラロン小児用配合錠

本製剤は、マラリアの治療に使用した場合に限り算定できるものであること。

(5) アディノベイト静注用 500、同 1000 及び同 2000

① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針及び注入器付きの製品であるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(6) コバールトリイ静注用 250、同 500、同 1000、同 2000 及び同 3000

① 本製剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針及び注入器付きの製品であるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(7) ボノサップパック 400 及び同 800

本製剤は、タケキャブ錠 20mg、アモリンカプセル 250 及びクラリス錠 200 を組み合わせ、1 日分を 1 シートとしたものであって、承認された効能・効果に対してヘリコバクター・ピロリの除菌を目的として使用されるものであり、個々の製剤を単独若しくはこれ以外の組み合わせにより、又は当該目的以外に使用されるものではないこと。

なお、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いに

ついて」(平成12年10月31日付け保険発第180号。以下「取扱い通知」という。)により示しているところであり、本製剤についても同様の取扱いであること。

(8) ボノピオンパック

本製剤は、タケキャブ錠20mg、アモリンカプセル250及びフラジール内服錠250mgを組み合わせ、1日分を1シートとしたものであって、承認された効能・効果に対してヘリコバクター・ピロリの除菌を目的として使用されるものであり、個々の製剤を単独若しくはこれ以外の組み合わせにより、又は当該目的以外に使用されるものではないこと。

なお、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについては、取扱い通知により示しているところであり、本製剤についても同様の取扱いであること。

(9) インスリン グラルギンBS注キット「FFP」

- ① 本製剤は、インスリン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の適用上の注意において、「使用開始前にインスリン製剤のラベルを確認し、本剤と他のインスリン製剤とを取り間違えないようにすること。」と記載されていることから、先行バイオ医薬品から本剤に切り替える場合も含め、使用に当たっては十分留意すること。

(10) オレンシア皮下注125mgオートインジェクター1mL

- ① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤はアバタセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった以下の医薬品(内用薬1品目)について、掲示事項等告示の別表第1に収載す

ることにより、平成 28 年 10 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

薬価基準名	イソパール・P 配合カプセル
成分名	d 1 -イソプレナリン塩酸塩・プロナーゼ
規格単位	1 カプセル

※本剤はプロナーゼを含む配合剤であるが、プロナーゼ製剤については平成 28 年 4 月 19 日付け保医発 0419 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長（平成 28 年 4 月 25 日付け日医発第 133 号（保 33））参照

3. 関連通知の一部改正について

診療報酬上の加算等の対象となる後発医薬品については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（平成28年3月4日付保医発0304第13号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、加算等後発医薬品通知が以下のとおり改正された。

- ・加算等後発医薬品通知の別紙 1 に別添に掲げる医薬品を加え、平成28年5月25日から適用すること。

区分	注射薬
薬価基準収載医薬品コード	2492421G1029
成分名	インスリン グラルギン（遺伝子組換え） [インスリン グラルギン後続2]
規格	300単位1キット
品名	インスリン グラルギンBS注キット「FFP」
メーカー名	富士フイルムファーマ
薬 価	1,528

（添付資料）

1. 官報（平 28. 5. 24 第 6780 号 抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（平 28. 5. 24 保医発 0524 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

新医薬品一覧表（平成 28 年 5 月 18 日 中医協総会資料（総-5-1 抜粋））

○厚生労働省告示第三三三二八号
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬師会等)の平成二十年厚生労働省告示第三三三二八号(の一部を次のように改正)の平成二十年五月二十五日から適用する。
 平成二十八年五月二十四日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 別表に次のものを加える。

品 名	第 6 部 内	用 途	補 給 規 格	単 位	薬 価 円
(イ) イムブルビカガゼリ140mg (イ)			140mg 1 カプセル		9,367.00
エノキエント錠20mg (ロ)			20mg 1 錠		1,150.20
コロソノオート内用懸濁液25% (ハ)			25%32mL 1 瓶		501.60
サナリル散分包500mg (ニ)			500mg 1 包		1,487.00
ジカチアアガゼリ150mg シクレスト舌下錠5mg シクレスト舌下錠10mg (ホ)			150mg 1 カプセル 5 mg 1 錠 10mg 1 錠		6,297.00 274.00 411.00

タグリツツリ錠40mg (タ)			40mg 1 錠		12,482.50
タグリツツリ錠80mg			80mg 1 錠		23,932.50
タフインラーカガゼリ50mg			50mg 1 カプセル		4,860.60
タフインラーカガゼリ75mg			75mg 1 カプセル		7,156.50
(チ)					
フイコソバ錠2mg			2 mg 1 錠		189.70
フイコソバ錠4mg			4 mg 1 錠		310.20
フリマキン錠15mg 「サノア」			15mg 1 錠		2,211.80
(ツ)					
ホノサツアバツク400			1 シート		733.80
ホノサツアバツク800			1 シート		884.00
ホノビオソバツク			1 シート		654.60
(テ)					
マクロン小児用配合錠			1 錠		161.50
(ト)					
メキニスト錠0.5mg			0.5mg 1 錠		7,731.70
メキニスト錠2mg			2 mg 1 錠		29,021.00
(チ)					
リフレツクス錠30mg (リ)			30mg 1 錠		282.00
レムロン錠30mg (ロ)			30mg 1 錠		281.00
(ニ)					
ラザノノベイト嚥上用500			500国際単位 1 瓶 (薬液 液付)		59,372
ラザノノベイト嚥上用1000			1,000国際単位 1 瓶 (薬 液付)		110,104
ラザノノベイト嚥上用2000			2,000国際単位 1 瓶 (薬 液付)		204,184
(イ)					
インスリン グラルギンB S注射キット [FP]			300単位 1 キット		1,528
(ロ)					
オレシミア皮下注125mgオートインジェクター 1mL			125mg 1 mL 1 キット		28,233
(ハ)					
カヌマ点滅静注液20mg (ニ)			20mg 10mL 1 瓶		1,277,853
コパールトリン静注用250			250国際単位 1 瓶 (薬液 液付)		26,680
コパールトリン静注用500			500国際単位 1 瓶 (薬液 液付)		49,477
コパールトリン静注用1000			1,000国際単位 1 瓶 (薬 液付)		91,763
コパールトリン静注用2000			2,000国際単位 1 瓶 (薬 液付)		170,154
コパールトリン静注用3000			3,000国際単位 1 瓶 (薬 液付)		244,197

(セ) ソーイング療法 1 回分 684,930
 (タ) ノーカラ皮下注用 100mg 100mg 1 瓶 175,684

品 名	外 用	規 格	単 位	薬 価 円
-----	-----	-----	-----	----------

(エ) エクリラ 400mg ジェムエフ 60 吸入用 60 吸入 1 キット 6,224.40

(イ) ニュープロバッチ 18mg 18mg 1 枚 1,017.20

(ホ) マーチエオックス 1g 1g 231.00

○厚生労働省告示第 144 号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則 (昭和三十三年厚生省令第十五号) 第十九条第一項本文及び
 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (昭和三十三年厚生省令第十六号) 第九條本文並びに高齢者の
 医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱及び担当に関する基準 (昭和五十八年厚
 生省告示第十四号) 第十九条第一項本文及び第三十一條本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則
 並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等 (平成十八年厚生労働省告示第百七号) の
 一部を次のように改正し、平成二十八年五月二十五日から適用する。

平成二十八年五月二十四日

厚生労働大臣 梅崎 恭久

別表第一に次のように加える。

品 名	第 4 部 内	造 用 補 薬 規 格 単 位	(1)
イソバール・P 配合カプセル			1 カプセル

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が、平成28年厚生労働省告示第228号をもって改正されるとともに、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、平成28年厚生労働省告示第229号をもって改正され、いずれも平成28年5月25日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について（平成28年3月4日付け保医発0304第13号。以下「加算等後発医薬品通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬22品目、注射薬13品目及び外用薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9,621	3,890	2,418	26	15,955

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第1に記載することにより、平成28年10月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第1に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	31	25	6	0	62

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) タグリッソ錠40mg及び同80mg
本剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR T790M変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR T790M変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。
- (2) タフィンラーカプセル50mg及び同75mg
本剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。
- (3) メキニスト錠0.5mg及び同2mg
本剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、BRAF遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、BRAF遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。
- (4) マラロン小児用配合錠
本剤は、マラリアの治療に使用した場合に限り算定できるものであること。
- (5) アディノベイト静注用500、同1000及び同2000
 - ① 本剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
 - ② 本剤は針及び注入器付きの製品であるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- (6) コバルトトリイ静注用250、同500、同1000、同2000及び同3000
 - ① 本剤は遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は針及び注入器付きの製品であるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(7) ボノサップパック400及び同800

本製剤は、タケキャブ錠20mg、アモリンカプセル250及びクラリス錠200を組み合わせ、1日分を1シートとしたものであって、承認された効能・効果に対してヘリコバクター・ピロリの除菌を目的として使用されるものであり、個々の製剤を単独若しくはこれ以外の組み合わせにより、又は当該目的以外に使用されるものではないこと。

なお、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについては、「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日付け保険発第180号。以下「取扱い通知」という。）により示しているところであり、本製剤についても同様の取扱いであること。

(8) ボノピオンパック

本製剤は、タケキャブ錠20mg、アモリンカプセル250及びフラジール内服錠250mgを組み合わせ、1日分を1シートとしたものであって、承認された効能・効果に対してヘリコバクター・ピロリの除菌を目的として使用されるものであり、個々の製剤を単独若しくはこれ以外の組み合わせにより、又は当該目的以外に使用されるものではないこと。

なお、ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについては、取扱い通知により示しているところであり、本製剤についても同様の取扱いであること。

(9) インスリン グラルギンBS注キット「FFP」

① 本製剤は、インスリン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

③ 本製剤の適用上の注意において、「使用開始前にインスリン製剤のラベルを確認し、本剤と他のインスリン製剤とを取り間違えないようにすること。」と記載されていることから、先行バイオ医薬品から本剤に切り替える場合も含め、使用に当たっては十分留意すること。

(10) オレンシア皮下注125mgオートインジェクター1mL

① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤はアバタセプト製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

4 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知を以下のとおり改正する。

加算等後発医薬品通知の別紙 1 に別添に掲げる医薬品を加え、平成28年 5 月25日から適用すること。

[別添]

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品

区分	薬価基準記載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2492421G1029	インスリン グラルギン（遺伝子 組換え） [インスリン グラルギ ン後続2]	300単位1キッ ト	インスリン グラルギンBS注 キット「FFP」	富士フイルム ファーマ	1,528

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 イムブルビカカプセル140mg	イブルチニブ	140mg1カプセル	9,367.00
2	内用薬 エフィエント錠20mg	プラスグレル塩酸塩	20mg1錠	1,150.20
3	内用薬 コロنفォート内用懸濁液25%	硫酸バリウム	25%32mL1本	501.60
4	内用薬 サブリン散分包500mg	ビガバトリン	500mg1包	1,487.00
5	内用薬 ジカディアカプセル150mg	セリチニブ	150mg1カプセル	6,297.00
6	内用薬 シクレスト舌下錠5mg	アセナピンマレイン酸塩	5mg1錠	274.00
7	内用薬 シクレスト舌下錠10mg	アセナピンマレイン酸塩	10mg1錠	411.00
8	内用薬 タグリッソ錠40mg	オシメルチニブメシル酸塩	40mg1錠	12,482.50
9	内用薬 タグリッソ錠80mg	オシメルチニブメシル酸塩	80mg1錠	23,932.60
10	内用薬 タフィンラーカプセル50mg	ダブラフェニブメシル酸塩	50mg1カプセル	4,860.60
11	内用薬 タフィンラーカプセル75mg	ダブラフェニブメシル酸塩	75mg1カプセル	7,156.50
12	内用薬 フィコンパ錠2mg	ペランパネル水和物	2mg1錠	189.70
13	内用薬 フィコンパ錠4mg	ペランパネル水和物	4mg1錠	310.20
14	内用薬 プリマキン錠15mg「サノフィ」	プリマキンリン酸塩	15mg1錠	2,211.80
15	内用薬 ボノサップパック400	ボノプラザンフマル酸塩 アモキシシリン水和物 クラリスロマイシン	1シート	733.80

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
16	内用薬 ボノサップパック800	ボノプラザンフマル酸塩 アモキシシリン水和物 クラリスロマイシン	1シート	884.00
17	内用薬 ボノピオンパック	ボノプラザンフマル酸塩 アモキシシリン水和物 メトロニダゾール	1シート	654.60
18	内用薬 マラロン小児用配合錠	アトバコン/プログアニル塩酸塩	1錠	161.50
19	内用薬 メキニスト錠0.5mg	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物	0.5mg1錠	7,731.70
20	内用薬 メキニスト錠2mg	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物	2mg1錠	29,021.00
21	内用薬 リフレックス錠30mg	ミルタザピン	30mg1錠	282.00
22	内用薬 レメロン錠30mg	ミルタザピン	30mg1錠	281.00
23	注射薬 アディノベイト静注用500	ルリオクトコグ アルファ ペゴル(遺伝子組換え)	500国際単位1瓶(溶解液付)	59,372
24	注射薬 アディノベイト静注用1000	ルリオクトコグ アルファ ペゴル(遺伝子組換え)	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	110,104
25	注射薬 アディノベイト静注用2000	ルリオクトコグ アルファ ペゴル(遺伝子組換え)	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	204,184
26	注射薬 インスリン グラルギンBS注キット「FFP」	インスリン グラルギン(遺伝子組換え)	300単位1キット	1,528
27	注射薬 オレンシア皮下注125mgオートインジェクター1mL	アバタセプト(遺伝子組換え)	125mg1mL1キット	28,233
28	注射薬 カヌマ点滴静注液20mg	セベリパーゼ アルファ(遺伝子組換え)	20mg10mL1瓶	1,277,853
29	注射薬 コバールトリイ静注用250	オクトコグ ベータ(遺伝子組換え)	250国際単位1瓶(溶解液付)	26,680
30	注射薬 コバールトリイ静注用500	オクトコグ ベータ(遺伝子組換え)	500国際単位1瓶(溶解液付)	49,477
31	注射薬 コバールトリイ静注用1000	オクトコグ ベータ(遺伝子組換え)	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	91,753

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
32	注射薬 コバルトトリイ静注用2000	オクトコグ ベータ (遺伝子組換え)	2,000国際単位1瓶 (溶解液付)	170,154
33	注射薬 コバルトトリイ静注用3000	オクトコグ ベータ (遺伝子組換え)	3,000国際単位1瓶 (溶解液付)	244,197
34	注射薬 ゾーフイゴ静注	塩化ラジウム (^{223}Ra)	1回分	684,930
35	注射薬 ヌーカラ皮下注用100mg	メポリズマブ (遺伝子組換え)	100mg1瓶	175,684
36	外用薬 エクリラ400 μg ジェヌエア60吸入用	アクリジニウム臭化物	60吸入1キット	6,224.40
37	外用薬 ニュープロパッチ18mg	ロチゴチン	18mg 1枚	1,017.20
38	外用薬 マーデュオックス軟膏	マキサカルシトール・ベタメタゾン酪酸エステル プロピオン酸エステル	1g	231.00

揭示事項等告示

別表第1 (平成28年9月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 内用薬	イソパール・P配合カプセル	d l -イソプレナリン塩酸塩・プロナーゼ	1カプセル

新医薬品一覧表(平成28年5月25日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	サブリン散分包500mg	500mg1包	サノフィ	ピガパトリン	新有効成分含有医薬品	1,487.00円	類似薬効比較方式(I)		内113 抗てんかん剤(点頭てんかん用薬)	2
2	フィコンパ錠2mg フィコンパ錠4mg	2mg1錠 4mg1錠	エーザイ	ペランパネル水和物	新有効成分含有医薬品	189.70円 310.20円	類似薬効比較方式(I)	外国平均価格調整(引き上げ)	内113 抗てんかん剤(他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者に対する抗てんかん薬との併用療法用薬)	4
3	シクレスト舌下錠5mg シクレスト舌下錠10mg	5mg1錠 10mg1錠	Meiji Seikaファルマ	アセナピンマレイン酸塩	新有効成分含有医薬品	274.00円 411.00円	類似薬効比較方式(II)		内117 精神神経用剤(統合失調症用薬)	6
4	イムブルピカカプセル140mg	140mg1カプセル	ヤンセンファーマ	イブルチニブ	新有効成分含有医薬品	9,367.00円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(I)(A=35%)	内429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の慢性リンパ性白血病用薬)	8
5	ジカディアカプセル150mg	150mg1カプセル	ノバルティスファーマ	セリチニブ	新有効成分含有医薬品	6,297.00円	類似薬効比較方式(I)	外国平均価格調整(引き上げ)	内429 その他の腫瘍用薬(クリゾチニブに抵抗性又は不耐容のALK融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌用薬)	10
6	タグリッソ錠40mg タグリッソ錠80mg	40mg1錠 80mg1錠	アストラゼネカ	オシメルチニブメシル酸塩	新有効成分含有医薬品	12,482.50円 23,932.60円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(II)(A=5%) 外国平均価格調整(引き上げ)	内429 その他の腫瘍用薬(EGFRチロシンキナーゼ阻害薬に抵抗性のEGFR T790M変異陽性の手術不能又は再発非小細胞肺癌用薬)	12
7	タフィンラーカプセル50mg タフィンラーカプセル75mg	50mg1カプセル 75mg1カプセル	ノバルティスファーマ	ダブラフェニブメシル酸塩	新有効成分含有医薬品	4,860.60円 7,156.50円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(I)(A=45%)	内429 その他の腫瘍用薬(BRAF遺伝子変異を有する根治切除不能な悪性黒色腫瘍用薬)	14
8	メキニスト錠0.5mg メキニスト錠2mg	0.5mg1錠 2mg1錠	ノバルティスファーマ	トラメチニブ ジメチルスルホキシド付加物	新有効成分含有医薬品	7,731.70円 29,021.00円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(I)(A=45%) 外国平均価格調整(引き上げ)	内429 その他の腫瘍用薬(BRAF遺伝子変異を有する根治切除不能な悪性黒色腫瘍用薬)	16
9	プリマキン錠15mg「サノフィ」	15mg1錠	サノフィ	プリマキンリン酸塩	新有効成分含有医薬品	2,211.80円	原価計算方式		内641 抗原虫剤(三日熱マラリア及び卵形マラリア用薬)	18
10	マラロン小児用配合錠	1錠	グラクソ・スミスクライン	アトバコン/プログアニル塩酸塩	新用量・新剤型医薬品	161.50円	規格間調整		内641 抗原虫剤(マラリア用薬)	20
11	ヌーカラ皮下注用100mg	100mg1瓶	グラクソ・スミスクライン	メボリズムマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	175,684円	類似薬効比較方式(I)	外国平均価格調整(引き上げ)	注229 その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に限る)用薬)	22
12	カヌマ点滴静注液20mg	20mg10mL1瓶	アレクシオンファーマ	セベリパーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	1,277,853円	原価計算方式		注395 酵素製剤(ライソゾーム酸性リパーゼ欠損症(コレステロールエステル蓄積症、ウォルマン病)用薬)	24
13	ゾーフィゴ静注	1回分	バイエル薬品	塩化ラジウム(²²³ Ra)	新有効成分含有医薬品	684,930円	原価計算方式		注429 その他の腫瘍用薬(骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌用薬)	28
14	アディノベイト静注用500 アディノベイト静注用1000 アディノベイト静注用2000	500国際単位1瓶(溶解液付) 1,000国際単位1瓶(溶解液付) 2,000国際単位1瓶(溶解液付)	バクスアルタ	ルリオクトコグ アルファ ベゴル(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	59,372円 110,104円 204,184円	類似薬効比較方式(II)		注634 血液製剤類(血液凝固第Ⅳ因子欠乏患者における出血傾向の抑制用薬)	30
15	コバルトトリイ静注用250 コバルトトリイ静注用500 コバルトトリイ静注用1000 コバルトトリイ静注用2000 コバルトトリイ静注用3000	250国際単位1瓶(溶解液付) 500国際単位1瓶(溶解液付) 1,000国際単位1瓶(溶解液付) 2,000国際単位1瓶(溶解液付) 3,000国際単位1瓶(溶解液付)	バイエル薬品	オクトコグ ベータ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	26,680円 49,477円 91,753円 170,154円 244,197円	類似薬効比較方式(II)		注634 血液製剤類(血液凝固第Ⅳ因子欠乏患者における出血傾向の抑制用薬)	32
16	マーデュオックス軟膏	1g	中外製薬	マキサカルシトール・ベタメタゾン酪酸エステルプロピオン酸エステル	新医療用配合剤	231.00円	新医療用配合剤の特例		外269 その他の外用用薬(尋常性乾癬用薬)	34

	品目数	成分数
内用薬	15	10
注射薬	11	5
外用薬	1	1
計	27	16